

反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

会員登録申込者は、以下の1. から3. までの内容について表明し、確約するとともに、当該表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、当社との間における取引が停止され、または通知により当該取引が解約されても異議を述べないことに同意するものとします。

1. 会員登録申込者は、現在において次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - (6) その他前各号に準ずる者であると当社が認めた者

2. 会員登録申込者は、第1項各号に該当する者（以下「暴力団員等」といいます）と次の各号のいずれの関係も有しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

3. 会員登録申込者は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

4. 会員登録申込者が、次の各号のいずれかに該当し、もしくは該当するおそれがあると当社が認めた場合には、当社は会員登録を拒絶できるものとし、会員登録申込者は異議を述べないものとします。

(1) 第1項各号のいずれかに該当した場合

(2) 第2項各号の関係を有していた場合

(3) 前項各号のいずれかに該当する行為をした場合

(4) 第1項または第2項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

以上

2020年8月7日制定